

[事案 2021-87] 新契約無効等請求

・令和4年1月29日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年2月に契約し、令和元年8月に解約した米ドル建養老保険等について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料の返還を求めるとともに、精神的苦痛を受けたことによる慰謝料を支払ってほしい。

- (1)加入時に、早期に解約すると解約返戻金がないことの説明がなかった。
- (2)募集人から、早期解約は契約違反であると言われ、ペナルティとして知人を5人紹介するよう迫られ、強制的に連絡を取らされた。そして、紹介しようとした知人のことを、「どうせ保険に入れない」などと侮辱し、さらに、親戚に頼まれて別の生命保険に加入することになったことを伝えた際、親戚を「営業マンとして二流」と評して侮辱した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書の「解約返戻金等一覧表」を用いて、契約始期では解約返戻金はないか、あってもごくわずかであることの説明を行っている。
- (2)募集人が、申立人に対して、強要や侮辱等の行為におよんだ事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明や知人の紹介をした時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は、知り合っ間もない募集人の勧誘で本契約に加入しているが、契約解約時に、両名が見込客として知人5人を紹介するほどの関係になったとは思えず、早期に解約したことが、見込客5人を紹介する事情になるとも思えない。また、契約解約後に、見込客の紹介を面前で依頼したという経緯にも違和感がある。
- (2)そうすると、募集人が意図していなかったとしても、申立人を困惑させるような不適切な言動が少なからずあった可能性が否定できない。